

**くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を
提供する施設(くまモンスクエア)指定管理者募集要項**

令和8年(2026年) 9月

熊本県知事公室国際・くまモン局くまモン課

目 次

1	対象施設の概要	1
2	施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方	2
3	指定管理者が行う管理業務の基準	2
4	指定管理者の業務等	3
5	指定の期間	3
6	管理に要する経費	3
7	スライド方式の適用	4
8	利益の取扱いについて	4
9	参加資格	4
10	提出書類	5
11	質問事項の受付	5
12	説明会の実施	5
13	申請書提出先及び提出期間	6
14	選定方法	6
15	申請に要する経費	7
16	無効又は失格	7
17	選考委員会	7
18	選定結果等の公表	7
19	指定管理者の決定及び協定の締結並びに業務に係る委託料	7
20	その他	7
21	留意事項	7
22	添付資料・様式	8
23	決定までのスケジュール	8

くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設
(くまモンスクエア) 指定管理者募集要項

公の施設の管理については、平成 15 年(2003 年) 6 月に地方自治法の一部改正(同年 9 月施行)により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

熊本県では、公の施設であるくまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設の管理業務についても、設置目的をより効果的に達成するため、平成 17 年(2005 年) 4 月から指定管理者による管理運営を行っています。

指定管理者の指定に当たり、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項、くまもと県民交流館条例(平成 13 年熊本県条例第 57 号)第 12 条及び熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成 16 年熊本県条例第 44 号)第 3 条の規定に基づき、この要項により指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名 称

くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設
(くまモンスクエア)
(平成 25 年(2013 年) 7 月にくまモンを活用した施設としてオープン)

(2) 所在地

熊本市中央区手取本町 8-2 テトリアくまもとビル 1 階

(3) 施設の設置目的、役割等

- ① くまモン及び熊本ファンの創出
- ② 本県の物産、観光等に関する情報の発信

(4) 施設の沿革

平成 14 年(2002 年) 4 月「観光物産交流スクエア」としてオープン
平成 25 年(2013 年) 3 月 上記施設を閉館
平成 25 年(2013 年) 7 月「くまモンスクエア」としてオープン
令和 5 年(2023 年) 7 月 10 周年に合わせてリニューアルオープン

(5) 施設内容、規模等

別添「くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設(くまモンスクエア)指定管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(6) 管理運営体制

これまでの管理受託団体は以下のとおりです。

- ・平成 25 年(2013 年) 7 月から平成 27 年(2015 年) 3 月まで
株式会社アド・コム
- ・平成 27 年(2015 年) 4 月から平成 30 年(2018 年) 3 月まで
くまもと未来創造事業団
- ・平成 30 年(2018 年) 4 月から令和 3 年(2021 年) 3 月まで
カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体
- ・令和 3 年(2021 年) 4 月から令和 6 年(2024 年) 3 月まで
カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体
- ・令和 6 年(2024 年) 4 月から令和 9 年(2027 年) 3 月まで
カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体

(7) 施設の利用実績

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
来館者数	295,338人	461,557人	444,906人
売上高(税別)	79,371千円	132,052千円	128,797千円
利用料金収入額	利用料金制の採用なし		

(8) 管理運営評価票

過去の管理運営状況の評価を、県のホームページに公表しています。

・令和5年度(2023年度)

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/6/231485.html>

・令和6年度(2024年度)

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/6/265811.html>

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

本施設は、熊本県営業部長兼しあわせ部長「くまモン」の活動拠点として、くまモンの世界観や魅力及び本県の物産、観光等の情報を発信することで、くまモンを通して熊本のファンになっていただき、本件の物産、観光等の振興を図ることを目的としています。

指定管理者については、独自のノウハウを十分に発揮するとともに、公の施設として次の事項に留意し適正な管理運営を行うことができる事業者等を募集します。

- (1) くまモンの魅力を最大限に活かした運営を行うこと。
- (2) くまモンを活かして、本県の物産、観光等の振興に資するよう工夫すること。
- (3) 個人情報保護法等、業務内容に応じた関係法令の遵守を徹底すること。
- (4) 効率的かつ効果的な運営を行い、経費の節減に努めること。
- (5) 来館者の増加を図るとともに、来館者の満足度の向上に努めること。
- (6) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

- (1) 休館日 12月31日から翌年1月2日まで

- (2) 開館時間 午前10時から午後7時まで

※ただし、指定管理者は県の承認を得て休館日、開館時間を変更することができます。

- (3) 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守してください。

- ① くまもと県民交流館条例、同施行規則
- ② 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
- ③ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- ④ ビル管理法、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律、同施行令、同施行規則
- ⑥ その他

・指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定に従い、下記

(6) の協定において定める安全確保の措置を講じなければなりません。

- ・ 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、熊本県行政手続条例第2章の規定を遵守すること。
- ・ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とします。
- ・ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。

また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

- (4) 来館者の受付業務や緊急時の対応のため、業務を行う時間中は施設内に人員を配置してください。
- (5) 施設、設備及び物品の維持管理を適切に行ってください。
- (6) その他、管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

4 指定管理者の業務等

- (1) くまモンを活用した熊本県のPRに関する業務
- (2) くまモン及び物産・観光等の情報の収集及び提供に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (4) その他、施設の管理運営上必要と認める業務

5 指定の期間

令和9年(2027年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

施設の管理に係る経費は、県から支払う委託料のほか、物販・飲食事業及び自主事業に伴う収入によって賄うこととします。

このうち、指定期間中に県が支払う委託料の額は、以下に定める基準価格及び各年度の県負担上限額の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求めます。

基準価格に関しては、管理経費のすべてを賄うものではなく、物販・飲食事業収入等から一部を充当いただくことを前提に算定しています。

なお、県からの委託料の具体額は、事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。

なお、本施設には利用料徴収の対象となるスペースがないため、利用料金収入はありません。

基準価格 20,607 千円（消費税及び地方消費税を含む）

[令和9年度(2027年度)分 6,869千円]

[令和10年度(2028年度)分 6,869千円]

[令和11年度(2029年度)分 6,869千円]

※基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となりますので、ご注意ください。

7 スライド方式の適用

スライド方式の適用に際しては、熊本県ホームページ上の「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針別冊 指定管理者制度導入施設におけるスライド方式運用マニュアル」（令和8年9月2日）を参照してください。

8 利益の取扱いについて

指定管理者は、物販・飲食事業及び自主事業から生じた収入を自ら収受することとし、施設の管理経費のうち委託料で充当できない分を当該収入から賄うこととします。

さらに、指定管理者としての業務に係る運営収支により余剰金が生じる場合は、そのうち一定割合について県に還元するものとし、還元割合及び還元手法を具体的に提案してください。

還元手法については、県への直接的納付に限らず、来館者や県民を対象とする施策の実施等も広く含みます。

具体的な還元方法は、事業計画書で提案された内容に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。

併せて、指定管理者が一定割合（県への還元分を差し引いた分）の余剰金を最終的に自らの利益として収受する場合は、指定管理業務に関する自己評価制度の導入を提案すること等により、利益の収受に係る合理的根拠を示すよう努めてください。

9 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

※複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に留意してください。

- ① 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- ② 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
- ③ 「9 提出書類」の(3)～(8)については、参加者それぞれについて提出すること。
- ④ 申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。

- ⑤ 代表団体は「9 参加資格」(1)～(7)のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は(2)を除くすべての要件を満たすことが必要です。

10 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式）
- (2) 指定管理者事業計画書（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（登記簿謄本）
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 納税証明書
 - ① 法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - ② 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- (9) その他知事が必要と認める書類
 - ① 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - ② グループで申請する場合はグループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - ③ 指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく申立書（別紙様式3）

※ 提出書類は正本1部、副本10部を、(1)～(9)の順に、それぞれA4版のフラットファイルに綴り作成してください。副本は写しで結構です。

なお、(9)③のみ、電子データを電子メール(kumamon@pref.kumamoto.lg.jp)により別途1部提出してください。

11 質問票の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年(2026年)9月9日(水)～9月30日(水)
- (2) 受付方法 質問票（別紙様式4）に記入のうえ、電子メール(kumamon@pref.kumamoto.lg.jp)により提出してください。

12 説明会の実施

募集に関する説明会を令和8年(2026年)9月25日(金)午前10時から熊本県庁知事公室会議室（行政棟本館6階）で開催します。申請を予定している団体は原則として御出席いただきますようお願いいたします。説明会の出席に当たっては、事前にエントリーシート（別紙様式5）を令和8年(2026年)9月18日(金)午後5

時までに電子メール（kumamon@pref.kumamoto.lg.jp）により提出してください。

13 申請書提出先及び提出期間

- （１）提出先 熊本県知事公室国際・くまモン局くまモン課
（県庁行政棟本館５階）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺６丁目18－１
電話096-333-2133（直通） FAX 096-385-2501

- （２）提出期間 令和８年(2026年)９月25日（金）から令和８年(2026年)10月８日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前８時30分から午後５時までとします。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後５時までに必着のこと。

※ 電子メール、FAXでの提出は認めません。ただし、指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく申立書（別紙様式３）については、持参及び郵送とは別に電子データを県へ１部提出すること。

14 選定方法

- （１）指定管理候補者選考委員会の選考意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定します。

なお、指定管理候補者選考委員会では、各委員が次の審査基準に基づいて審査・採点を行い、選考意見を取りまとめます。

- （２）審査基準と配点

審 査 基 準		判 定
住民の平等な利用の確保 （指定手続条例第 4 条第 1 号）	設置目的及び県が示した管理の方針	適・否
	住民の平等な利用の確保	
施設の効用の最大限の発揮 （指定手続条例第 4 条第 2 号）	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	45
	観光振興及びくまモンを活用した熊本県の P R の具体的手法及び期待される効果	
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
管理経費の縮減 （指定手続条例第 4 条第 2 号）	提案価格の得点 （配点 10 点） ※得点算出方法は最下欄に記載	25
	収支計画の内容等 （配点 15 点）	
管理を安定して行うために必要な人的、財政的基礎 （指定手続条例第 4 条第 3 号）	安定的な運営が可能となる人的能力	30
	安定的な運営が可能となる経理的基礎	
	類似施設の運営実績	
提案価格の得点 ＝（基準価格－（当該申請者の提案価格－申請のうち、最低の提案価格）） ÷基準価格×10 点		

※「住民の平等な利用の確保」が選考委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。

15 申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

16 無効又は失格

本要項中に記載しているもののほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 提出書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ④ 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき
- ⑤ その他、指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき

17 選考委員会

令和8年(2026年)10月頃に実施予定です。

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。日時、場所等については後日連絡します。

18 選定結果等の公表

応募状況について、申請した団体の名称については公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、県のホームページ上で、各申請者の得点状況、指定管理候補者の選定理由、指定管理候補者の事業計画の概要等を公表します。

19 指定管理者の決定及び協定の締結並びに業務に係る委託料

- (1) 指定管理者は、令和8年(2026年)12月熊本県議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に県と指定管理者との間で協定を締結します。
- (3) この協定の管理業務に係る委託料は各年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

20 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（使用は県庁内及び選考委員会での検討に限ります。）。
- (3) 提出された書類は、情報公開制度に基づき開示することがあります。

21 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「9 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結せず又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、「9 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなった

とき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

22 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式）
- (2) 指定管理者事業計画書（別紙様式1）
- (3) 指定管理者収支予算書（別紙様式2）
- (4) 指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく申立書（別紙様式3）
- (5) 質問票（別紙様式4）
- (6) エントリーシート（別紙様式5）
- (7) くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設（くまモンスクエア）の管理運営に関する協定書（案）
- (8) くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設（くまモンスクエア）指定管理業務仕様書（案）
- (9) 指定管理者からの暴力団排除に関する合意書

23 決定までのスケジュール

- (1) 指定管理者の募集
 - ① 募集要項の配布開始 令和8年(2026年)9月9日(水)
 - ② エントリーシートの提出期限 令和8年(2026年)9月18日(金) 17時必着
 - ③ 説明会 令和8年(2026年)9月25日(金)
 - ④ 質問票の提出期限 令和8年(2026年)9月30日(水) 17時必着
 - ⑤ 申請書類の提出期限 令和8年(2026年)10月8日(木) 17時必着
- (2) 選考委員会開催 令和8年(2026年)10月頃
- (3) 指定管理候補者決定 令和8年(2026年)10月頃
- (4) 議会の議決 令和8年(2026年)12月
- (5) 指定管理者の指定及び告示 令和9年(2027年)1月～2月頃
- (6) 指定管理者業務の開始 令和9年(2027年)4月1日(木)

問い合わせ先

熊本県知事公室国際・くまモン局くまモン課

担当：緒方、島津

電話：096-333-2133（直通）

FAX：096-385-2501

E-mail:kumamon@pref.kumamoto.lg.jp